

ご好評につき
アンコール開催！

JIS Z7252・Z7253改正対応セミナー 「SDSの見直しポイント」

現場対応と法規をつなぐ実践セミナー

ご好評をいただいた2026年3月5日実施セミナーのアンコール開催をいたします。

「JISや規制を自分で読むとき、解釈間違いがないか心配…」

「SDS改訂でまず何をすればいいの？」

SDS作成に携わる方に、これからの見直し対応について
わかりやすく解説いたします！

2026年5月21日(木)
13:30-16:00

業務に役立つ
特典付き！

対象

企業のSDS作成部門の責任者・担当者

形式

Zoomによるオンラインセミナー

費用

19,800円（税込み）

講師

テクノヒル株式会社顧問 渡邊容子（化学品管理子）

プログラム

1. SDS交付を取り巻く法的枠組みと改正動向の概要
2. JIS Z7252・JIS Z7253改正内容
3. 安衛法におけるSDS関連の改正事項
4. SDS記載項目の見直し事例
5. Q&A

特典：「SDSの大項目、中項目チェックリスト」

「安衛法改訂と営業秘密情報の記載」※厚生労働省指針公示後に参加者に送付

本セミナーは2026年3月5日に開催しましたセミナーと同じ内容のアンコール開催となります。



セミナーお申込み

テクノヒルホームページからお申込みいただけます。
<https://www.technohill.co.jp>

お問い合わせ

テクノヒル株式会社セミナー事務局

TEL:03-5642-6144 Mail:seminar@technohill.co.jp

セミナー内容を一部ご紹介

セミナー資料は現在作成中です。JISの内容を補完する日化協のガイドラインが2026年1月～2月ごろに改訂発行される予定のため、本セミナーではできるかぎりこれらの内容も踏まえて解説の予定です。

SDSはJISに準拠しないといけないのか？～PLと安全配慮

- JIS自体には法的拘束力はありません（化管法等、別途国内法令で定める場合を除く）
- 製品安全（PL）の観点上、SDSを作成する際は情報が正しく記載されること＝JIS規格の活用が非常に重要です。

PLP（製造物責任予防）
企業が製品事故発生防止対策に注力すること。

JIS規格に準拠していないSDSの懸念

読み取りに時間がかかる

情報を読み間違える・誤認する

発災の引き金
発災時の初動の遅れ
被害の拡大

JIS改正対応
セミナーを
先どり!!

JISと安衛法・化管法の関係～どこまで守るべきもの？

- 安衛法では、情報伝達はJISに準拠することが推奨されます。
- 化管法では、SDSはJISに準拠することが努力義務（ペナルティはないが遵守は義務）です。

出典	品目	ラベル	SDS
労働安全衛生法	表示・通知対象物質	JIS	JIS
	特化則・製造等許可物質・有機則・鉛則・四アル	※	JIS
	キル鉛	※	JIS
	変異原性・がん原性・皮膚等障害化学物質		
化学物質排出把握管理促進法	特定第1種・第1種・第2種指定化学物質	努力義務	JIS

安衛法におけるJIS準拠は現行JIS Z7252:2019とZ7253:2019を参照する旨¹が示されているがJISが改正されれば新しいJISへ準拠することが通知で示されることになる（と思われる）

注意書きの柔軟化～“省略”の判断、誰がどう責任を取る？

- 注意書きの柔軟化は、企業としての責任を持って行う必要があります。

C4各種国内法令に従った上で、その情報が明らかに適切ではない注意書き、又はラベルの他の情報で十分に伝えられている注意書きは、**表示の責任者によって①**、省略してもよい。ただし、使用者（例えば、消費者、事業者及び労働者）の特性、供給態及び意図された予見可能な使用環境を考慮する必要がある。注意書きを省略する場合は、化学品の製造業者、輸入業者又は供給者は、その注意書きが、**潜在的な緊急事態も含めて、意図された予見可能な使用に対して適切でないことを示すことができなければならない②**。

ポイント①

注意書きの省略は表示の責任者（安衛法なら「化学物質管理者」）によって行われる。

化学物質管理者等、責任者を中心に社内の業務をまとめ、標準化しておく必要があります。

ポイント②

注意書きを省略する場合は、その注意書きを省略すべき理由を示すことができるようにしておく。

注意書きを省略する際は、社内での検討結果等を化学物質管理者の責任で管理・保管しておくことが望ましいでしょう。

年数の記載はないが²
準拠することが必要になる

お問合せ

テクノヒル株式会社セミナー事務局

東京都中央区日本橋大伝馬町1-3 AskaV日本橋2F

TEL: 03-5642-6144 Mail: seminar@technohill.co.jp

URL: https://www.technohill.co.jp